KPMG Insight

KPMG Newsletter
May 2014

IFRS Digest（2014.2-3）

KPMG
cutting through complexity

Volume 6

IFRS Digest（2014.2-3）

有限責任 あずさ監査法人　IFRSアドバイザリー室

本稿は、あずさ監査法人のホームページ上に掲載しているIFRS Digest（www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/ifrs-digest）を部分的に抜粋、再編集した、2014年2月1日から2014年3月31日までの国際財務報告基準（IFRS）を巡る、国際会計基準審議会（IASB）、米国財務会計基準審議会（FASB）および企業会計基準委員会（ASBJ）の主な動向、ならびに欧州、米国および日本の監督機関におけるIFRSの導入・適用を巡る動向についての要約である。
さらに詳しい情報については、あずさ監査法人ホームページのIFRS Digest 14-2、IFRS Digest 14-3を参照のこと。

Ⅰ IASBおよび欧州等の動向

IASBの動向

1. 公開草案「開示イニシアティブ（IAS第1号の改訂案）」を公表（2014年3月25日）

IASBは、公開草案（ED/2014/1）「開示イニシアティブ（IAS第1号の改訂案）」を公表した。本公開草案は、IAS第1号「財務諸表の表示」における重要性、表示すべき情報、注記および会計方針の開示、ならびに持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の表示に関する改訂を提案している。本公開草案に対するコメントの期限は2014年7月23日である。

IASBは、現在、「財務報告に係る概念フレームワーク」の改訂の一環として、表示および開示を検討しており、この概念フレームワーク・プロジェクトの作業を補完するため、開示イニシアティブ・プロジェクトを発足した。開示イニシアティブは複数の短期・中期のプロジェクトから構成されており、既存の基準書における表示および開示の原則・規定の改善方法を研究する活動が続けられている。本公開草案は、開示イニシアティブの短期プロジェクトの最初の成果として公表されたものである。

2. IASBのHans Hoogervorst 議長のスピーチ（2014年2月5日、2014年3月8日）

IASBのHans Hoogervorst議長は、東京で開催されたASBJのオープンセミナーでスピーチを行った。Hoogervorst議長はスピーチの中で、主に次の事項について概括している。

(a) IASBへの日本の貢献
(b) 各国におけるIFRSの適用状況
(c) IASBの作業プログラム
(d) 概念フレームワーク

これらのうち、(a)の「IASBへの日本の貢献」については、日本が様々な方面からIASBの活動に非常に貢献していると述べるとともに、有力な企業がIFRSの適用を決定しており、多くの企業が近い将来これに続くことを期待していると述べた。また、(d)の「概念フレームワーク」については、「当期純利益とその他の包括利益（OCI）について、当期純利益を明確に定義して、OCIと区分することを求める意見が多いものの、定義することが容易でなく、具体的な提案は多くない。その中で、ASBJが会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）を通じて行った提案は、勇気ある取組みであり、議論に貢献した」と述べている。

また、Hans Hoogervorst議長は、インド勅許会計士協会（ICAI）が主催したアジア・オセアニア地区のフォーラムにおいてスピーチを行った。このスピーチでHoogervorst議長は、アジア・オセアニア地区のIFRSの適用状況に触れ、日本についてはIFRSの任意適用が増加傾向にあると述べた。加えて、Hoogervorst議長は、金融危機を発端とした過去5年間の金融商品に関するFASBとの共同プロジェクトの成果について説明した。その一方で、残念ながらFASBとのコンバージェンスは達成できなかったこと、また、このことは、グローバルな会計基準を達成する手段としては、コンバージェンスは本質的に不安定であることを示しており、IFRS財団の評議員会は、コンバージェンスはIFRSのアドプションの代替手段にはなりえないと結論付けた、と述べた。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity.

3. 投資家向けウェブキャストを公表（2014年2月14日）

IASBは、投資家向けの教育用ウェブキャストのシリーズをCFA協会と協力して開発している。これらのウェブキャストは、最近の主要な会計上の問題について、投資家およびアナリストに最新の情報を提供するためにデザインされたものである。

これに関連して、IASBは、2つの教育用ウェブキャスト（投資家は何を期待すべきか？／オフバランス会計：抜け穴をふさぐ）を公表した。

4. 日本のIFRS適用状況情報の更新を公表（2014年3月4日）

IASBは、日本のIFRS適用状況情報を更新したことを公表した。更新後の情報には、次の内容が反映されている。

- 2014年2月時点で、34の日本企業がIFRSを適用済みまたは適用する予定であることを外部に公表していること。
- 日本でのIFRS適用をさらに奨励するため、2013年10月に金融庁がIFRS適用の要件を緩和し、その結果、IFRSを適用することができる企業は621社から4,061社（すべての上場企業および上場を計画している企業を実質的にカバーする）に増加したこと。

5. 国際評価基準委員会との公正価値についての連携に係る議定書を公表（2014年3月6日）

IFRS財団および国際評価基準委員会（International Valuation Standards Council：IVSC）は、IFRSと国際評価基準（IVS）の連携に係る議定書を公表した。

IVSCは、公正価値およびその他の価値測定に係る基準書ならびに指針を作成し、一貫した適用を支援するために、メンバー組織間の連携・協調を促進している。

両者の合意は、各組織が効果的に協力することができることを確実ならしめることを目的としているが、それぞれの基準書に対してそれぞれが責任を有する点については、従来から変更はない。

議定書は次の事項を示している。

- IFRSに準拠して作成される財務諸表の基礎となる公正価値測定に関する基準および指針の開発において、IVSCとIFRS財団が現在および今後も継続して協力することを確認する。
- 各組織が最大の努力で対応し、相互に支援する分野を特定する。
- IVSC、IASBおよびIFRS財団が今後も引き続き協力する。

6. 最近開催されたIFRS関連の国際会議等

2014年2月1日から2014年3月31日までに開催された主な国際会議は以下のとおりである。

- IFRS諮問会議（2014年2月24-25日、ロンドン）
- 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議（2014年3月3-4日、ロンドン）

Ⅱ 米国の動向

FASBの動向

1. 公正価値測定に関する適用後レビューの結果を公表（2014年2月25日）

FASBの母体組織である財務会計財団（Financial Accounting Foundation：FAF）は、FASBが2006年9月に公表した財務会計基準書第157号「公正価値測定」（現在はFASBによる会計基準のコード化体系Topic 820に組み込まれている）の適用後レビューに関するレビュー報告書を公表した。レビュー報告書は、基準開発の目的（公正価値の定義を統一する、公正価値測定に関するフレームワークを確立する、公正価値測定の開示を拡充する等）は十分に達成されていると結論付けている。また、一部の投資家からは、公正価値情報の理解が容易でないとの意見が寄せられているものの、概ね投資家の意思決定に有用な情報を提供できていると結論付けている。

2. 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク－第8章『財務諸表の注記』」を公表（2014年3月4日）

FASBは、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク－第8章『財務諸表の注記』」を公表した。この公開草案は、開示に関する概念フレームワークの改善プロジェクトの一環として公表されたものである。この公開草案は、財務諸表利用者にとって有用な開示を提供するために、開示規定を開発する際の基礎として役立つ、また、現行の開示規定を評価する際に役立つ開示規定の決定プロセスについて提案している。コメントの締切りは2014年7月14日である。

開示の改善については、以前は、概念フレームワークに関する共同プロジェクトの一環としてFASBとIASBが合同で議論していたが、現在は、概念フレームワークの検討はそれぞれ単独で進められている。IASBは2013年7月18日に、討議資料「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」を公表しており、その中で、開示についても言及している。また、IASBは、概念フレームワーク・プロジェクトとは別に、表示

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

および開示のより詳細な問題に対処するために、研究プロジェクトとして開示イニシアティブ・プロジェクトを発足しており、2014年3月25日に公開草案「開示イニシアティブ（IAS第1号の改訂案）」を公表した（前述Ⅰ1.を参照）。

Ⅲ 日本の動向

金融庁の動向

1. 指定国際会計基準の改正案の公表（2014年2月14日）

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）を公表した。これは、IASBが2013年10月1日から12月31日までに公表した次の国際会計基準（下記の基準が公表された結果として、他の国際会計基準に行われた修正を含む）を、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準として指定すること、および改正後の規定を公布の日から適用することを提案するものである。

- 国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」（2013年11月19日公表）
- 国際会計基準（IAS）第19号「従業員給付」（2013年11月21日公表）
- 国際財務報告基準（IFRSs）年次改善2010－2012年サイクル（2013年12月12日公表）
- 国際財務報告基準（IFRSs）年次改善2011－2013年サイクル（2013年12月12日公表）

2. 単体開示の簡素化を図るための財務諸表等規則等の改正（2014年3月26日）

金融庁は、単体開示を簡素化する「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布・施行した。当改正内閣府令は、2014年3月31日以後に終了する事業年度等に関する財務諸表等について適用される。

単体開示の簡素化に関しては、金融庁の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が2013年6月20日に公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を踏まえ、連結財務諸表を作成している会社を主たる対象として、図表1のような改正を行うものとなっている。

また、中間財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則およびガイドライン等についても所要の改正が行われた。

なお、この内容については、本誌会計トピック③「**金融庁 単体開示の簡素化に関する『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令』の公布**」もご参照ください。

3. 企業結合等の改正に伴う財務諸表規則等の改正（2014年3月28日）

金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等を公表した。

今回の改正は、ASBJが2013年9月13日に公表した、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」および関連する基準の改正を踏まえて、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正が行われたものである。

図表1　単体開示の簡素化

財務諸表		改正内容
本表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）		会社法の要求水準に合わせるため、新たな様式を規定
注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容	連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目	財務諸表における開示を免除 （例：リース取引に関する注記）
	会社法の計算書類と開示水準が大きく異ならない項目	会社法と同一の開示水準に変更 （例：偶発債務の注記）
	上記以外の項目	■ 財務諸表における開示を免除 （例：主な資産及び負債の内容） ■ 非財務情報として開示 （例：配当制限の注記）

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity.

ASBJの動向

1. 企業結合に関する会計基準改正に伴う、四半期会計基準についての改正案の公表（2014年2月25日）

ASBJは、企業会計基準公開草案第56号（企業会計基準第12号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第51号（企業会計基準適用指針第14号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」を公表した。

本公開草案は、2013年に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」において、暫定的な会計処理の確定の取扱いが改正されたことに伴い、四半期会計期間に企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合の取扱いについて改正を提案するものである。

2. IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューに関する情報募集（2014年2月26日）

ASBJは、IASBが2014年1月30日に公表した情報要請「適用後レビュー：IFRS第3号『企業結合』」について、ASBJとしても情報を募集する旨を公表した。この情報募集は、IFRS第3号に対する適用後レビューの重要性を踏まえ、日本における経験や見解などについて、ASBJからIASBに対して有用な情報提供を行うことを目的としている。なお、ASBJへの情報提供の締切りは、2014年4月28日とされている。

3. IFRSのエンドースメントに関する作業部会（2014年2月3日、2014年3月11日、2014年3月24日）

ASBJは2013年7月25日に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」（以下「作業部会」という）を設置し、IFRSのエンドースメント手続を進めるための検討を行っている。

第8回の作業部会では、第4回までに抽出された「検討が必要な項目の候補」のうち、次の論点について検討が行われた。

- 年度開示関連
- 四半期開示関連

また、第8回、第9回および第10回の作業部会では、次の事項について整理、検討が行われた。

- これまでの検討内容の整理
- リサイクリングおよび当期純利益に関するこれまでにASBJが行ってきた主張についての整理
- のれんの非償却の論点についての主張の整理

さらに、第9回および第10回の作業部会では、次の事項が検討された。

- 削除または修正を検討する候補である次の項目について、仮に修正した場合の論点の検討
  - のれんの非償却
  - 資本性金融商品のOCIオプション
  - 退職給付に関する再測定部分
- 諸外国におけるIFRSの適用方法

その他

1. 日本公認会計士協会の動向（2014年2月24日）

日本公認会計士協会・会計制度委員会は、次の会計制度委員会報告等の改正を公表した。

本改正は、企業会計基準委員会により2013年9月に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等に対応するため、次の関連する会計制度委員会報告等の見直しを行ったものである。

- 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」
- 土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A
- 金融商品会計に関するQ&A

本改正では、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額の会計処理が変更（資本剰余金に計上）されたこと、取得関連費用が発生時の費用処理とされたこと等に伴う実務指針等の修正が行われている。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
TEL: 03-3548-5112（代表電話）
azsa-ifrs@jp.kpmg.com
担当：加藤邦彦、島田謡子

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity.

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.